

2020 年 3 月 13 日

未利用口座を対象とした「口座管理料および自動解約」の導入について

めぶきフィナンシャルグループの常陽銀行（頭取 笹島 律夫）と足利銀行（頭取 松下 正直）は、2020 年 4 月 1 日以降に開設される普通預金口座において、長期間利用されていない未利用口座に対する「口座管理料」および対象となる口座の残高が口座管理料に満たない場合の自動解約に関する定めを導入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、未利用口座の不正利用を防止し、口座の恒常的なご利用をおすすめするとともに、口座管理に係る最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上を目的としております。

めぶきフィナンシャルグループ各社は、今後もお客さまサービスの向上に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

適 用 対 象	2020 年 4 月 1 日以降に開設された普通預金口座（決済専用型を除きます）
未利用口座となる 口座	最後のお預け入れ（当該普通預金のお利息入金を除きます）または払い戻し（本件管理料の引落しを除きます）から 2 年以上、お預け入れ、または払い戻しがない口座が口座管理料の対象となります。 <u>ただし、次の口座は対象とはなりません。</u> ・残高が 10,000 円以上の当該口座 ・定期預金、投資信託、外貨預金の指定口座 ・お借り入れやローンの返済口座
未利用口座に対する 取り扱い	(1) 対象となる見込みのお客さまには、銀行に登録されているご住所に事前に文書にて通知させていただきます。 (2) 通知後、一定期間経過しても、ご利用またはご解約が無い場合に、管理料を引落しさせていただきます。 (3) 残高不足により口座管理料の引落しができなかった場合、残高全額を口座管理料の一部として引落しさせていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。
口座管理料	年間 1,200 円（税別） ※本管理料は、2020 年 4 月 1 日以降に開設され、2 年間ご利用のない「未利用口座」を対象として管理コストをご負担いただくものであり、日頃、お預け入れやお引き出し、口座振替等をご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

以 上